

財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を福島県いわき市平字堂ノ前22番地に置く。

(目的)

第3条 センターは、中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者の在職中の生活安定に係る事業
- (2) 中小企業勤労者の健康の維持増進に係る事業
- (3) 中小企業勤労者の老後生活の安定に係る事業
- (4) 中小企業勤労者の余暇活動に係る事業
- (5) 中小企業勤労者の自己啓発に係る事業
- (6) 中小企業勤労者の財産形成に係る事業
- (7) いわき市労働福祉会館の管理運営に係る事業
- (8) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 補助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として財産目録に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 設立後理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、新たな予算が成立する日まで、前事業年度の収支予算に準じ、収入し、又は支出することができる。

3 前項の規定による収入又は支出は、予算が承認された場合新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査及び理事会の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に福島県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第12条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、福島県知事に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 前条に定めるもののほか、センターが新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決を得た後、福島県知事に届け出なければならない。

(特別会計)

第14条 センターは、必要に応じ、理事会及び評議員会の議決を経て、特別会計を設ける

ことができる。

(事業年度)

第15条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 10名以上15名以内
- (5) 監事 2名

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 3 特定の理事と同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の職員及びその出身者が占める割合は、それぞれの理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、センターを代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し業務を掌理し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、センターの業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次の業務を行う。
 - (1) センターの財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は、業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は福島県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(任期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎年2回これを招集する。

3 臨時理事会は、次の場合に招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、前条第3項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 センターに、評議員10名以上15名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることはできない。

4 特定の評議員と同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者及び同一業界の関係者が占める割合は、それぞれ評議員現在数の2分の1を超えてはならない。

5 評議員には、第19条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任)

第32条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、評議員を解任しようとするときは、その評議員にあらかじめ通知するとともに、当該評議員に解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議するとともに、必要に応じてセンターに関する重要事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について評議員会に諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること
- (4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること
- (5) その他理事会で必要と認めた事項

(評議員会の開催及び召集)

第34条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事が第18条第5項第4号の規定に基づいて召集する場合。

2 第25条の規定は、評議員会の招集について準用する。この場合において、同条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と、「前条第3項第2号」とあるのは、「第34条第1項第2号」と読み替えるものとする。

(会議の運営)

第35条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

2 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(理事会への委任)

第36条 第33条から前条までに定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 事務局

(事務局及び職員)

第37条 センターの業務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第38条 センターの主たる事務所には、民法第51条第1項に規定するもののほか、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可、登記等に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 事業報告、事業計画に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第40条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の認可があったとき、解散する。

(残余財産の処分)

第41条 センターが解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する公益団体に寄附するものとする。

第8章 会員

(会員)

第42条 センターの目的に賛同するものを会員とすることができる。

- 2 会員に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て理事長が別に定める。
- 3 会員は、センターの事業の推進に積極的に協力しなければならない。

第9章 雑則

(委任)

第43条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、センターの設立許可があった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第17条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 3 センターの設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成14年3月31日までとする。
- 4 センターの設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 5 センターの設立当初の評議員は、第31条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第31条第5項で準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、福島県知事の認可のあった日(平成18年4月1日)から施行する。

